

特命随意契約理由書

377

件名	神田公園出張所・区民館及び内神田集会室の日常清掃業務
種類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	神田公園出張所・区民館及び内神田集会室の日常清掃業務
選 定 理 由	<p>本業務は、神田公園出張所・区民館及び内神田集会室の日常清掃業務を委託するものである。本業務は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(以下「法」という。)の基本的理念に基づく業務であり、高齢の方であっても容易に従事可能なものである。</p> <p>また、下記法人は、法第 37 条第 1 項に基づき、高年齢者等の職業の安定、その他福祉の増進を図るとともに、地域の経済および社会の発展に寄与する目的で設立されている。</p> <p>以下の理由により、下記法人を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 公益社団法人千代田区シルバー人材センター</p> <p>住 所 千代田区九段南 1-6-10 かがやきプラザ 4 階</p>
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 / 日
※ 契約金額	<p style="text-align: center;">1,797,253</p> <p>※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額 円 (消費税を含む)</p>
契約期間	令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日
担 当 課	神田公園出張所
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 3 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

377

件名	和泉橋出張所・区民館日常清掃業務
種類	<p>工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事</p> <p>物 品：物品・<u>委託</u>、その他</p>
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	和泉橋出張所・区民館の日常的な清掃業務
選定理由	<p>本件は、和泉橋出張所・区民館の衛生環境を保つために日常的な清掃業務等を行うものである。本業務は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下「法」という。）の基本的理念に基づく業務であり、高齢の方であっても容易に従事可能なものである。</p> <p>また、下記法人は、法第 37 条第 1 項に基づき高年齢者等の職業の安定、その他福祉の増進を図るとともに、地域の経済及び社会の発展に寄与する目的で設置されている。</p> <p>以上の理由により、契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 公益社団法人 千代田区シルバー人材センター</p> <p>住 所 東京都千代田区九段南 1-6-10</p>
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 / 日
※ 契約金額	<p style="text-align: center;">1,635,341</p> <p>※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額 円（消費税を含む）</p>
契約期間	令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日
担当課	千代田区役所 和泉橋出張所
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

377

件名	麴町集会室日常清掃業務
種類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	麴町集会室の日常清掃業務
選定理由	<p>本件は、麴町集会室内における日常の清掃業務を円滑に行うため、麴町集会室日常清掃業務を行うものである。本業務は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下「法」という。）の基本的理念に基づく業務であり、高齢の方であっても容易に従事可能なものである。</p> <p>また、下記法人は、法第 37 条第 1 項に基づき、高年齢者等の職業の安定、その他福祉の増進を図るとともに、地域の経済および社会の発展に寄与する目的で設立されている。</p> <p>以上の理由により、下記法人を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 公益社団法人千代田区シルバー人材センター</p> <p>住 所 東京都千代田区九段南 1-6-10</p>
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 / 日
※ 契約金額	<p style="text-align: center;">887,040</p> <p>※ <u>単価</u> 契約のため、契約金額は支出限度額 円（消費税を含む）</p>
契約期間	令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日
担当課	地域振興部 麴町出張所
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

156

件名	蛍光管・乾電池の処理業務
種類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> ・その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	区が回収した乾電池・蛍光管を資源化处理する。
選定理由	下記業者は、厚生省より昭和61年2月6日付、環衛22号「使用済乾電池の広域回収・処理計画」により指定された唯一の広域回収・処理センター（その後、蛍光管についても追加されている）である。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方として指定する。
契約の相手方	所在地：中央区日本橋堀留町2丁目1番3号 名 称：野村興産株式会社
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	5,896,000 ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
担当課	環境まちづくり部 千代田清掃事務所
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

332

件名	公金に係るコンビニエンスストア等収納代行業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	住民税、軽自動車税、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料のコンビニエンスストア収納、モバイルレジ収納、モバイルレジクレジット収納及び電子マネー収納における収納代行業務を行う。また、上記収納における区との収納情報の送受信について、LGWAN回線を利用できる環境を提供する。
選定理由	コンビニエンスストア収納、モバイルレジ収納、モバイルレジクレジット収納、電子マネー収納の全てが一社にて導入できるのは下記事業者のみである。また、既に下記事業者の提供するシステムによる収納を前提として、収納方法の対象税目の拡充等を行っており、新たな業者を選定した場合、導入準備期間や新たな経費が生じ、令和6年度からの収納事務に支障が生じるため、下記事業者を引き続き契約の相手方とする。
契約の相手方	名称 株式会社NTTデータ 住所 東京都江東区豊洲三丁目3番3号
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	9,749,960 円 (消費税を含む) ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
担当課	会計室出納係
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	広報効果測定業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品 <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	広報効果測定業務を委託し、経費を支出する。千代田区の事業、施設等に関する報道の露出状況を把握するため、テレビ番組や新聞・雑誌、ウェブサイト、SNS等の露出状況を調査し、広告換算額やリーチ数等を測定することで、当区のPR効果を図る。
選定理由	当案件について、令和6年3月1日に公募制指名競争入札を行ったが、応札者がなく、不調返戻された。そこで、下記業者と交渉したところ、価格、条件を変更せず本案件を請け負えることとなったため、契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 ビルコム株式会社 住所 東京都港区六本木6-2-31 六本木ヒルズノースタワー11F
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	2,857,800 円 (消費税を含む)
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
担当課	広報広聴課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

293

件名	高齢者あんしんセンター及び高齢者総合サポートセンター相談拠点の業務（麴町地域）
種類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	介護保険法第 115 条の 46 第 1 項の規定により、包括的支援事業等の業務を社会福祉法人に委託し、受託した法人が地域包括支援センターを運営する。
選定理由	1 プロポーザル年度 令和 5 年度 (令和 5 年 8 月 2 4 日 5 千保在支発第 311 号 (令和 6 年度開始)) 2 該 当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要項第 8 条第 6 号 3 継続年数 初年度 プロポーザルによって選定された下記法人を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 社会福祉法人 東京栄和会 住 所 東京都江戸川区西葛西 8 - 1 - 1
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	132,718,400 円 (消費税を含む)
契約期間	令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで
担 当 課	保健福祉部 在宅支援課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれていません。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	高齢者あんしんセンター及び高齢者総合サポートセンター相談拠点の業務（神田地域）
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他 物品：物品、委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	介護保険法第115条の46第1項の規定により、包括的支援事業等の業務を社会福祉法人に委託し、受託した法人が地域包括支援センターを運営する。
選定理由	1 プロポーザル年度 令和5年度 (令和5年8月24日 5千保在支発第311号(令和6年度開始)) 2 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要項第8条第6号 3 継続年数 初年度 プロポーザルによって選定された下記法人を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 社会福祉法人 多摩同胞会 住所 東京都府中市武蔵台1-10-1
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	132,718,400 円 (消費税を含む)
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
担当課	保健福祉部 在宅支援課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

339

件名	高齢者食事支援サービス業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	千代田区在住の満65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者のみ世帯等で、在宅での食の確保に支援が必要な方に食事の配達を個別に行い、高齢者の在宅生活を支援する。
選定理由	本業務を実施するためには、下記の条件を満たすことが必要である。 1 配食数が少なくとも区内全域へ配送できること。 2 利用者が高齢者であることから、食事内容の変更や配達担当者の変更は混乱を招くため、本人が希望する場合を除きできるだけ避けること。 3 食事の提供を行い、利用者との信頼関係も構築できること。 4 配達時に、高齢者の状況確認等について配慮できること。 これら一つ一つの条件についてこれを満たすものは複数存在するが、近隣する区域ですべてを満たすものが限定される。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 株式会社 シニアライフクリエイト 住所 東京都港区三田三丁目12番14号 ニッテン三田ビル6階
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 / 日
※ 契約金額	※ 単価 4,209,900 契約のため、契約金額は支出限度額 円 (消費税を含む)
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
担当課	保健福祉部在宅支援課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	高齢者食事支援サービス業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	千代田区在住の満65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者のみ世帯等で、在宅での食の確保に支援が必要な方に食事の配達を個別に行い、高齢者の在宅生活を支援する。
選定理由	本業務を実施するためには、下記の条件を満たすことが必要である。 1 配食数が少なくとも区内全域へ配送できること。 2 利用者が高齢者であることから、食事内容の変更や配達担当者の変更は混乱を招くため、本人が希望する場合を除きできるだけ避けること。 3 食事の提供を行い、利用者との信頼関係も構築できること。 4 配達時に、高齢者の状況確認等について配慮できること。 これら一つ一つの条件についてこれを満たすものは複数存在するが、近隣する区域ですべてを満たすものが限定される。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 株式会社 シルバーライフ 住所 東京都新宿区西新宿四丁目3番4号 ハynesロフティ2階
※ 契約年月日	令和6年4月1日
※ 契約金額	2,805,600 円 (消費税を含む) ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
担当課	保健福祉部在宅支援課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

161

件名	産業廃棄物処分業務（廃プラスチック等）
種類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	区内の道路上及び公園内における産業廃棄物（廃プラスチック等）について、法令に基づいた適切な処分を行う。
選定理由	下記業者は、本件業務委託に先立ち行われた廃棄物運搬処理業務の見積もり競争の際、その内定者である新宿運輸商事(株)千代田営業所が廃棄物の処分先として指定した者である。このため、本件業務について、特定のものでなければ役務を提供することができない。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 有明興業株式会社 住 所 東京都江東区若洲2-8-25
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 / 日
※ 契約金額	2,217,600 ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額 円（消費税を含む）
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
担当課	環境まちづくり部 道路公園課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	子ども在宅サービス事業（子どもショートステイ・乳児院）
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	保護者が、出産・疾病等により児童を自宅で養育することが困難になった場合、当該児童を千代田区子どもショートステイ事業実施要綱第2条により、児童福祉法第37条に規定する乳児院において24時間体制で短期間継続して預かり養育することにより、区民の子育て支援を行い、児童福祉の向上を図る。
選定理由	<p>本事業は平成24年度から事業を開始したものである。</p> <p>実施に当たっては、①365日通年の24時間体制で短期間継続して預かり養育可能な施設であること。②近距離で0歳からの乳幼児を専門に保育する施設であること。などが求められ、下記法人が千代田区に一番近い唯一の施設である。</p> <p>契約の目的達成、能力その他の複数の条件を満たすことを要し、一つ一つの条件別に満たすものが複数存在するが、近隣区で全ての条件を満たす者が1者に特定されるものである。また、前年度の業務成績は良好である。</p> <p>以上の理由により下記法人を契約相手に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名称 社会福祉法人 二葉保育園 二葉乳児院</p> <p>住所 新宿区南元町四番地</p>
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	5,494,242 円（消費税を含む） ※ 総額単価契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
担当課	子ども部児童・家庭支援センター
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれていません。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	子ども在宅サービス事業（子どもショートステイ・保育施設）
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	保護者が疾病等により一時的に養育が困難となった場合に、一時的に養育する事業。
選定理由	<p>当該事業者の代表者は、平成30年度から区内唯一の「協力家庭」としてショートステイ事業に従事してきた。児童を預かるにあたっては、自らが経営する保育施設の施設等も活用してきたところであるが、当該施設は0歳から受入可能で宿泊保育もできる。区内においてそうした施設は他にない。</p> <p>また、児童虐待が社会問題化する中で、周囲に協力者のいない保護者のレスパイトの受け皿として、当日の緊急の依頼にも対応可能であるほか、コロナ禍において保護者が感染した家庭の濃厚接触者である児童の預かりにも対応でき、これらすべてを満たす事業者は他にない。</p> <p>以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名称 株式会社片山商店 /</p> <p>住所 千代田区神田佐久間町4-11-4 グレーシア千代田秋葉原202号 /</p>
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	※ 見積り 契約のため、契約金額は支出限度額 3,980,000 円（消費税を含む）
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日 /
担当課	児童・家庭支援センター
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

199

件名	資源回収・資源化業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	古紙・びん・缶・ペットボトル等の資源物の回収及び資源化処理
選定理由	<p>下記業者は、区内業者を中心としたリサイクル業者の団体で、清掃事業が東京都から千代田区に移管された年の平成12年3月27日付で、ごみ減量・リサイクル事業推進についての「協定書」を取り交わしている。</p> <p>区内にある約3,900箇所の集積所から毎日資源ごみを回収するものであるため、1日10台以上の回収車を稼働する必要があることから、業者の団体と契約を締結することにより、回収及び資源化を効率的に実施することができる。</p> <p>契約の目的を達成するためには、能力その他の複数の条件を満たすことが必要であって、一つ一つの条件については、それを満たすものが複数存在するが、全ての条件を満たす者が1者に特定される。</p> <p>以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名称 千代田区リサイクル事業協同組合</p> <p>住所 千代田区飯田橋2-12-1</p>
※ 契約年月日	令和6年4月1日
※ 契約金額	409,137,091 円 (消費税を含む) ※支出限度額 (単価契約)
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
担当課	千代田清掃事務所
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

341

件名	宿泊場所及び給食提供業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品、 <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	緊急対応を要する住まいのない生活困窮者に、一定期間、宿泊場所と給食を提供する。
選定理由	<p>本業務は、生活困窮者支援に関する知識や経験を有し、東京都の指導及び基準単価に基づき、社会福祉法第2条第3項による無料低額宿泊施設を区内で確保することが必要とされる。</p> <p>区内にある無料低額宿泊施設で、上記の条件を満たしている施設は下記業者が運営する宿泊施設のみである。</p> <p>下記業者は、令和5年度においても、本業務の趣旨を十分に踏まえ、緊急を要する対応時に、常に宿泊場所と給食の提供を実施した。千代田区及び23区で多数の運営実績を有しており、本区において、区が求める業務の提供を行い得る唯一の業者である。</p> <p>以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名称： 特定非営利活動法人 さくら福祉推進協会</p> <p>住所： 中央区日本橋馬喰町1-12-7 シティ日本橋 806</p>
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	2664,700 円 (消費税を含む) ※ 単価単価契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
担当課	保健福祉部生活支援課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれていません。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

3/6

件名	人材情報システムの保守
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	人材情報システムのアプリケーションパッケージ等のソフトウェアについて安定的かつ正常な稼動を可能とする体制を全庁に提供し、予期せぬ障害や災害等の対応を行う。
選定理由	人材情報システムの保守業務については、同事業者により情報システム課内の仮想サーバ上に構築した情報処理システム等と密接不可分の関係にあり、同一者以外では責任区分が不明確になる。また、故障発生時の原因究明、故障修理など対処が困難になるなど業務履行が達成できない。 令和5年度の業務成績は良好なため、引き続き令和6年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	会社名：コムコ株式会社 所在地：文京区湯島3-24-11 湯島北東ビル
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1,188,000 円 (消費税を含む)
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
担当課	政策経営部人事課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

237

件名	生活困窮者自立支援制度に基づく自立支援総合相談業務
種類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）に基づく「生活困窮者自立相談支援業務」「生活困窮者家計改善支援業務」及び「生活困窮者就労準備支援業務」を一体的に実施し、包括的かつ継続的な支援を行うことにより、生活保護に至る前の段階にある生活困窮者を困窮状態から早期に脱却させ、一層の自立の促進を図ることを目的とする。
選定理由	1. プロポーザル年度 令和元年度（令和 2 年度開始） （令和 2 年 2 月 17 日付 31 千保生支発第 817 号） 2. 対象 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第 8 条第 6 号 3. 継続年数 5 年 4. 評価 良好な業務成績のため 特命随意契約の延長（令和 4 年 10 月 20 日付 4 千指業委第 11 号）が認められ、令和 5 年度においても業務成績は良好なため、引き続き令和 6 年度においても下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	法人名：中高年事業団やまて企業組合港支店 住 所：港区芝三丁目 6 番 12 号 KS 芝公園ビル I 3 階
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 / 日
※ 契約金額	31,416,000 円（消費税を含む）
契約期間	令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで
担当課	保健福祉部生活支援課
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

200

件名	千代田区中小企業景況調査データ等の購入
種類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品 <u>物品</u> 委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	千代田区内で信用金庫と取引のある中小企業から無作為に選出した事業所を対象に、四半期ごとに景況に関する聞き取り調査を行うことにより、区内中小企業の景況感を把握し、区の中小企業振興施策に反映させる。
選定理由	<p>下記事業者は、都内全域で23の信用金庫を傘下に置き、地域経済の発展に貢献している。信用金庫は、地域に根差した身近な金融機関として、日々積極的に地域内の中小企業と接触し、動向を把握している。信用金庫営業店が約1万件もの事業所に出向いて直接調査した正確で詳細な企業情報は、千代田区の景況を分析するのにきわめて有用な基礎データである。</p> <p>下記事業者は、上記の企業情報を集積できる唯一の機関であることから、契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 一般社団法人東京都信用金庫協会</p> <p>住 所 東京都中央区京橋三丁目8番1号信用金庫会館京橋別館12階</p>
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 / 日
※ 契約金額	1,100,000 円 (消費税を含む)
契約期間	令和6年4月1日から令和7年1月31日まで
担当課	地域振興部 商工観光課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

257

件名	千代田保健所機械警備業務
種類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>委託</u> その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	千代田保健所における火災・盗難その他の事件事故を防止すると共に、緊急時における迅速な対応を可能にし、利用者・地域住民その他の安全に寄与するため、有線通報設備による警報ができる機械式警備機器を設置し監視を行う。
選定理由	千代田保健所は、平成 22 年度から、下記業者製の警備用機器類を設置し警備を行っている。 この機械警備用機器の運用は下記業者に限られ、令和 5 年度の業務成績は良好である。履行の安全と機械警備の機密性・保安性を確保し、引き続き円滑な警備業務を継続するため、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 国際セーフティ株式会社 東京本社 住 所 千代田区内神田 3-6-2 アーバンネット神田ビル5階
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	594,000 円 (消費税を含む)
契約期間	令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日
担当課	保健福祉部地域保健課
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	千代田区防災行政無線戸別受信機・防災ラジオ配信システム運用保守管理業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	災害時等における地域情報伝達手段として、小中学校等の区施設・町会長宅等に配備している戸別受信機や避難行動要支援者名簿登録の世帯等に配付している防災ラジオ、区役所本庁舎に設置している地域情報配信設備、無線呼出諸設備の維持管理保守を行う。
選定理由	平成27年度に、下記事業者が開発製造した防災行政無線戸別受信機を導入し、当該機器の送受信システム等についても同様に下記事業者が開発製造したものである。 ハード、ソフトの総合的な運用管理、衛星回線の保守等が前提となり、機器、設備等の処理システムの維持管理（運転、保守、監視、運用支援等を含む。）で、既設の機器、設備、処理システム等と密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理などの対処が困難になるなど、業務の履行を達成できない。 以上の理由により、当該システムの納入業者である下記業者を契約の相手方として指定する
契約の相手方	名称 東京テレメッセージ株式会社 住所 港区西新橋2-35-2 ハビウル西新橋
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	6,090,480 円 (消費税を含む)
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
担当課	政策経営部 災害対策・危機管理課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

302

件名	総務事務業務及び当該業務量調査 ✓
種類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	効率的な執行体制の構築と財源及び人的資源の再配分をおこなうため、給与・手当等の支給に関する事務、会計年度任用職員に関連する事務などの「総務事務」を集中処理する。また、手当等の申請案内・受付をする「職員サポートデスク」の運営を行う。
選定理由	下記の事業者は、令和2年度のプロポーザル選定事業者である。(令和2年11月19日付2千政人事発1129号) 連続契約期間は3年であるため、令和6年3月31日をもって契約期間満了となる。しかし、3月から6月にかけては業務の繁忙な時期であり、仮に委託事業者が変更となった場合、委託業務と並行して引継ぎを行うことは困難である。総務事務業務には業務の継続性、安定性が求められることから、繁忙でない8月から9月の間に引継ぎを行うことのできるよう、令和6年4月1日から9月30日の間においても、引き続き契約の相手方に指定する。 なお、令和7年度以降は、プロポーザル選定事業者との契約の始期が上記引継ぎ期間に対応する予定である。
契約の相手方	名 称 株式会社 パソナ 住 所 東京都港区南青山3-1-30 PASONA SQUARE
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	34,454,100 円 (消費税を含む)
契約期間	令和 6 年 4 月 1 日から令和 6 年 9 月 3 0 日
担 当 課	政策経営部人事課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	庁有車の賃貸借（低公害車）
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：(物品)・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	保健所内の業務に必要な車両確保するため賃借する。
選定理由	<p>区は、平成 29 年度、当該車両の賃借先を競争入札により下記業者に決定し、平成 30 年度からの長期継続契約が令和 5 年度途中で期間満了となった。当該契約が満了後、入札による賃借先の選定を検討したが、新型コロナウイルス感染症の影響やウクライナ情勢、半導体事情等の影響を受け、車両メーカーの出荷の目途が立たない状況下で車両を確保することを検討せざるを得ない局面に立った時、当該車両が極めて稼働良好な状態であったことにより、新規に車両を賃借するよりも再リースの方が確実に車両を確保できる最善の策と結論付けられ、下記業者と引き続き再リース契約を結ぶことになった。</p> <p>このことを受けて、令和 6 年度の契約について、その後もなお車両メーカーの生産は再開されるものの、不安定な状況が未だ続いており、当方が指定期日に車両の納品が確約できない状況の中での、入札が困難なため、現車両による 1 年間の再リースを行うこととなった。今年度（契約期間は令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日）においても、下記業者を引き続き契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	法人名：三菱オートリース株式会社 公共営業部 所在地：東京都港区西新橋 1-3-1 西新橋スクエア 8 階
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	489,720 円 (消費税込み)
賃貸借期間	令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日
担当課	保健福祉部 地域保健課
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

特命随意契約理由書

354

件名	庁有車の賃貸借（電気自動車）
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	保健所内の業務に必要な車両確保するため賃借する。
選定理由	<p>区は、平成 29 年度、当該車両の賃借先を競争入札により下記業者に決定し、平成 30 年度からの長期継続契約が令和 5 年度途中に期間満了となった。当該契約が満了後、入札による賃借先の選定を検討したが、新型コロナウイルス感染症の影響やウクライナ情勢、半導体事情等の影響を受け、車両メーカーの出荷の目途が立たない状況下で車両を確保することを検討せざるを得ない局面に立った時、当該車両が極めて稼働良好な状態であったことにより、新規に車両を賃借するよりも再リースの方が確実に車両を確保できる最善の策と結論付けられ、下記業者と引き続き再リース契約を結ぶことになった。</p> <p>このことを受けて、令和 6 年度の契約について、その後もなお車両メーカーの生産は再開されるものの、不安定な状況が未だ続いており、当方が指定期日に車両の納品が確約できない状況の中での、入札が困難なため、現車両による 1 年間の再リースを行うこととなった。今年度（契約期間は令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日）においても、下記業者を引き続き契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>法人名：三菱オートリース株式会社 公共営業部 所在地：東京都港区西新橋 1-3-1 西新橋スクエア 8 階</p>
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	464,640 円 (消費税込)
賃貸借期間	令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日
担当課	保健福祉部 地域保健課
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

特命随意契約理由書

247

件名	特別区税電話催告業務及び滞納整理等補助業務
種類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：(物品・委託)、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	特別区税収納の確保を図るとともに、納税者の便益向上を図ることを目的に、電話やSMSによる納付勧奨や特別区税滞納整理事務等のうち定型的な業務処理について委託する。
選定理由	1. プロポーザル年度 令和3年度(令和4年度開始) (令和3年12月28日付 3千地稅務発第613号) 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱8条第6号 3. 継続年数 3年 4. 評価 良好な業務成績のため 業務成績は良好なため、引き続き令和6年度においても下記事業者を契約相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社 アイティフォー 住 所 千代田区一番町21番地 一番町東急ビル
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	14,265,900 円(消費税を含む)
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
担当課	地域振興部 稅務課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

286

件名	非常通報装置（学校 110 番）保守点検業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	教育施設、児童福祉施設の安全管理のため設置している非常通報装置について、正常に作動するよう保守点検を行う。
選定理由	<p>本件業務の履行にあたっては、下記の条件を満たす必要がある。</p> <p>1. 非常ボタンを押すと警視庁通信司令室に自動的に通報され、警察官が駆けつけること。</p> <p>2. 非常通報装置の中央監視センターを自社内に設置し、24 時間 365 日回線状態の監視・システムチェック等のシステム運用を行うこと。</p> <p>履行目的を達成するためには、複数の条件を満たすことが必要となっており、個々の条件を満たすものは複数存在するが、都内において全ての条件を満たす事業者は下記業者に特定される。</p> <p>以上のことから、下記業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名称 特定非営利活動法人 東京都セキュリティ促進協力会</p> <p>住所 豊島区東池袋 1-3 2-6 河合ビル 3 階</p>
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1,029,600 円 (消費税を含む)
契約期間	令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日
担当課	子ども部 子ども施設課
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	病後児保育実施業務 (anton nursery school)
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・ <u>委託</u> ・その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	病後児保育は、児童が病気の回復期にあり集団保育を行うことが困難な期間に、当該児童を一時的に預かる事業であり、保護者の就労支援を目的としている。千代田区病後児保育実施要綱（以下「要綱」という。）第3条に定める施設において、事業を実施している。
選定理由	本事業は、認可保育園3園（区立3園）で実施している。 保護者のニーズが高いのは下痢・嘔吐症状の疾患や感染症疾患の受け入れである。認可保育園以外でこれらの疾患の病後児の受入れが可能で、かつ要綱第3条で定める施設基準を満たす施設は以下の事業者のみである。 以上の理由により、以下の事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 株式会社片山商店 住所 千代田区神田佐久間町4-11-4 グレース千代田秋葉原202号
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	6,600,000 円（消費税を含む） ※ 従価率 契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
担当課	子ども部 子ども支援課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	病児・病後児保育実施業務（のびすこキッズケア）
種類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	病児・病後児保育は、病気の回復期に至っていない又は病気の回復期にある児童を、集団保育を行うことが困難な期間において、一時的に預かり保育を行うことにより、保護者の就労支援を図る事業である。
選定理由	病気の回復期に至らず、集団保育を受けることが困難な乳幼児を保育する施設として病児保育のニーズが高まっているが、現在、行政サービスとして区内に整備している施設がない。区民ニーズに応えるため病児保育施設の整備が急がれる中、施設基準を満たしており早期に開設が可能で、かつ利用者の需要が十分見込まれる立地である施設は以下の事業者のみである。 以上の理由により、以下の事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 医療法人社団 Nobisuko 理事長 河嶋 美穂 住 所 千代田区一番町4-16 プルミエール一番町1階
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	16,332,000 円 (消費税を含む) ※ 後払単価契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
担当課	子ども部 子ども支援課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

168

件名	和泉小学校放課後子どもプラン「放課後子ども教室（遊び）」業務
種類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	和泉小学校において、放課後児童の居場所を確保するために、授業終了後の学校施設を活用して、児童の自主的な遊びの場を提供するとともに、その指導・援助を通じて放課後児童対策を行う。
選 定 理 由	和泉小学校には、民設民営のいずみ学童クラブが併設され、その運営を下記事業者が行っている。 放課後子ども教室事業と学童クラブは対象者が異なるものの、同じ放課後児童対策事業である。当該業務は、学童クラブの本体業務と密接に関連する付帯的な業務であり、学童クラブの事業者に履行させることにより、一元的な管理の下で児童の居場所が確保でき、経費の節減ができるなど有利と認められる。なお、令和5年度の業務成績は良好である。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社日本デイケアセンター 住 所 東京都千代田区神田猿楽町2-2-3 NSビル7階
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	10,428,550 ※総額 契約のため、契約金額は支出限度額 円（消費税を含む）
契約期間	令和6年4月1日 から 令和7年3月31日
担 当 課	子ども部 児童・家庭支援センター
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

109

件名	Azure prepayment の調達
種類	<p>工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事</p> <p>物品：物品・委託、<u>その他</u></p>
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	Microsoft の Teams 上で、生成 AI を利用するため、その利用料となる Azure prepayment を調達する。
選定理由	<p>Azure prepayment については、Microsoft365 の包括ライセンスに含まれ、その販売は Licensing Solution Partner (LSP) のみが可能である。LSP は複数社存在するが、ライセンスの一元管理のためには、現在の商流と同じ事業者から提供を受けることが求められる。</p> <p>下記事業者は令和4年度に実施した全庁 LAN リプレースにおいて、業務用に導入されている Microsoft 365 ライセンスの商流の調達元の事業者であり、現在まで引き続き本区に当該サービスを提供している。現行サービスにより安定的に事務の効率化を実現していることから、下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名称 株式会社大塚商会 LA事業部 公アグループ</p> <p>所在地 東京都千代田区飯田橋2-18-4</p>
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 / 日
※ 契約金額	1,690,128 円 (消費税を含む)
納入期限	令和6年4月30日
担当課	政策経営部デジタル政策課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	IP無線機の賃貸借 (再々リース)
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、 <u>その他</u>
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	災害発生時に総括班、機動班が情報連絡用として使用するIP無線機の賃貸借契約
選定理由	<p>1. 導入 平成30年4月1日から平成35年(令和5年)3月31日までの長期継続契約を行い、令和4年度末に契約が満了となったため、令和5年度は再リースを行った。</p> <p>2. 現在使用している機器は5年リースを条件として平成30年に導入したものであるが、令和6年度も使用に耐えられることが見込まれており、再々リース契約を締結する。</p> <p>3. 再々リースでは動産総合保険は付与されないこととなるが、リース金額は当初額の約7割となるため、費用対効果の観点において妥当であり、経費節減が確保でき、有利と認められる。</p> <p>上記の理由により、下記の業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名称 みずほ東芝リース株式会社</p> <p>住所 東京都港区虎ノ門1-2-6</p>
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	771,408 円 (消費税を含む)
契約期間	令和6年4月1日 ~ 令和7年3月31日
担当課	災害対策・危機管理課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

288

件名	○ J T 推進研修の実施業務
種類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	新規採用職員を対象に、管理者・係長・直接指導にあたる先輩職員（以下「チューター」という。）それぞれの役割に応じた、人を育てる組織風土の醸成と、職場全体での計画的・継続的な育成体制づくりを支援する業務。その具体的な手法として、チューター自身のマネジメント能力の向上やモチベーションアップを図るとともに、各管理者が○ J T 推進者としての役割と職場全体でのバックアップ体制整備者を認識させる研修である。
選定理由	1. プロポーザル年度 令和3年度 (令和4年1月13日付3千政人事発第1662号 令和4年度開始) 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条6号 3. 継続年数 3年 4. 評価 良好な業務成績のため 業務成績は良好なため、引き続き令和6年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称：ダンズ人材教育研究所 住 所：東京都三鷹市下連雀7-12-21
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	4,114,121 円 (消費税を含む)
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
担当課	政策経営部人事課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	RPA改修及び保守業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・ <u>委託</u> ・その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	令和6年4月の財務会計システムのリプレースに伴い、既存RPAシナリオの改修と、改修したRPAの保守を行う。
選定理由	<p>導入年度：令和4年度</p> <p>下記事業者は、RPAを導入した事業者である。情報処理システム等の維持管理で、現行のシステムと密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になる。また、故障発生時の原因究明、故障修理などの対応が困難になるなど、業務の履行が達成できない。</p> <p>加えて、令和6年4月に実施する財務会計システムのリプレースにより、既存RPAシナリオの改修作業を実施するにあたり、既存シナリオの内容を把握している現事業者の方がより早く正確なシナリオ改修が可能となる。</p> <p>また、利用部署は事業者が変更となった場合、シナリオ改修対象の業務について、再度同じ説明をする必要がある。</p> <p>以上の理由により事業者を変更した場合、事業の継続性及びコストの観点から非効率・不経済であり、下記業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名称 株式会社インテック</p> <p>住所 東京都江東区豊洲2-2-1 豊洲ベイサイドクロスタワー</p>
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	6,429,280 円 (消費税を含む)
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
担当課	政策経営部デジタル政策課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

特命随意契約理由書

229

件 名	Web口座振替受付サービス業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、 その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	Web口座振替受付サービス委託業務を実施し、インターネット上で口座振替登録ができるようにする。
選 定 理 由	<p>本サービスでは、利用者が個人情報・口座情報等をインターネット上で登録するため、個人情報保護の観点から強固なセキュリティが必要である。下記業者が提供するWeb口座振替受付サービス委託業務ではLGWANを用いたセキュリティ環境を付随することができ、データ還元等もLGWANを用いることが可能である。</p> <p>また、利用者の利便性を考慮すると、インターネット上で簡便に登録できることが重要であるが、納付書を用いずに、区ホームページ上で登録可能であるのは下記業者が提供するWeb口座振替受付サービス業務だけである。</p> <p>以上の理由から、下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 ヤマトシステム開発株式会社 ソリューション事業部</p> <p>住 所 東京都中央区晴海1-8-11 晴海アイランドトリトン スクエアオフィスタワーY棟33階</p>
※ 契約年月日	令和6年4月1日
※ 契約金額	1,496,000 円 (消費税を含む) ※ 総価額の契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和6年4月1日 から 令和7年3月31日 まで
担 当 課	会計室
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

331

件名	レシートを活用した区民生活応援事業コールセンター運營業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	レシートを活用した区民生活応援事業における、千代田区民からの電話による各種問合せに対応し、円滑に事業が進むよう支援する。
選定理由	令和5年10月20日から令和6年3月31日まで下記業者は「レシートを活用した区民生活応援事業・コールセンター」をWED株式会社より再委託で受託しており、各種問合せにおいて迅速な対応を行い、安定した業務遂行を行った実績がある。 同一事業者以外の場合、現在使用しているフリーダイヤルの番号が変更となり、業務の継続性に著しい支障がある。 以上の理由から、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称：株式会社ベルシステム24 所在地：東京都港区虎ノ門4丁目1番1号 神谷町トラストタワー6階
※ 契約年月日	令和6年4月1日
※ 契約金額	4,708,000 円 (消費税を含む)
契約期間	令和6年4月1日から令和6年7月31日
担当課	地域振興部商工観光課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

285

件名	委員会室インターネット配信映像・音声分配作業
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	千代田区議会の委員会室で行われる会議をインターネットで中継できるようにするため、既存設備の改修を行う。
選定理由	本契約は、千代田区議会の委員会をインターネットで中継するために設備の改修を行うものである。千代田区議会の議場システムは一般的な会議システムの機能だけでなく、本区議会独自の投票システムや多目的利用に対応した機能など、他の議場システムに例のない諸機能を有しており、これらは下記事業者が本区議会用に構築、設置したものである。それらへのさらなる設備改修において、円滑かつ確実な作業進行を担保できる事業者は、システムを構築、設置した下記事業者に限られる。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 株式会社東和エンジニアリング 住所 東京都千代田区東神田 1-7-8
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1,096,480 円 (消費税を含む)
契約期間	令和 6 年 4 月 1 日から令和 6 年 4 月 30 日
担当課	区議会事務局
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

30 |

件名	印刷室管理運営業務
種類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	印刷技能等を有する者を印刷室に配置し、区職員等からの依頼に基づき、各種印刷機器等を活用して印刷物を作成するとともに、当該印刷機器等を含む印刷室全般を適切に管理運営する。
選定理由	1 プロポーザル年度 令和元年度 (令和元年7月17日付31千政総務発第165号 令和元年度開始) 2 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第4号 3 継続年数 5年 4 評価 良好なため 当該契約はプロポーザル実施に係る業者選定委員会において、要求水準として履行期間を最長5年間として付議し、承認を得ている。今般、継続5年目であり、評価は良好なため、令和6年4月から同年9月まで、引き続き下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 リコージャパン株式会社 公共事業部 第四営業部 住 所 東京都港区芝浦三丁目4番1号
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 / 日
※ 契約金額	※ 総額 ^{6,520,800} 契約のため、契約金額は支出限度額 円 (消費税を含む)
契約期間	令和6年4月1日から令和6年9月30日まで
担当課	政策経営部総務課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。